

人工内耳装用者への支援に関する意見書

人工内耳は、音を電気刺激に変換し、耳の中の蝸牛と呼ばれる器官の中に入れた電極によって直接聴神経を刺激することで、脳に音や言葉を認識させる装置であり、補聴器では十分な効果が得られない聴覚障がい者に有効なものと言われている。

現在、補聴器については補装具費支給制度の対象種目となっており、購入または修理に要した費用の100分の90に相当する額が原則として公費で支給されているものの、人工内耳については補装具費支給制度の対象となっていない。

そのため、人工内耳手術費並びにスピーチプロセッサーと呼ばれる体外装置等の初回購入費及び修理不能に伴う取りかえ費については、医療保険が適用されており、装用者自身の経済的負担は多額でない範囲に抑えられているものの、修理等の維持管理費については全額自己負担となることから、製品保証期間経過後の体外装置に係る高額な更新費用などが装用者にとって大きな負担となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、人工内耳を補装具費支給制度の対象種目に加えるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 7 日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛（各 通）